

一般廃棄物処理手数料（粗大ごみ）について

1 現状

西東京市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第 22 条別表において、一般家庭から排出される粗大ごみの処理手数料は「1 キログラムにつき 52 円を基準」とされ、また同条例附則第 5 項により、「当分の間、同表中「52 円」とあるのは、「33 円」とする」とされています。

2 経緯

(1) 諮問

令和 4 年 4 月 15 日開催の西東京市使用料等審議会第 1 回会議において、「一般廃棄物処理手数料の適正化について」を諮問し、一般家庭から排出される粗大ごみの処理手数料について御議論いただきました。

(2) 事務局意見

粗大ごみ処理手数料については、原価計算や他市との品目別手数料との均衡が図られているため、現行どおり 1 kg につき 52 円（当分の間 33 円）とすることを提案しました。

(3) 使用料等審議会での議論

現行の処理手数料が他自治体に比べ安価な傾向にあることや、原価計算結果を下回る価格設定となっていること、値上げによりごみ減量の推進が期待されることなどから、粗大ごみの処理手数料を増額するべきではないかとの御意見をいただきました。

多くの委員から同様の御意見をいただいたことから、粗大ごみの処理手数料については継続して審査することとなりました。

3 手数料の適正化について

使用料等審議会での議論を踏まえ、本市としては 1 kg につき当分の間 33 円としている粗大ごみ処理手数料の見直しを検討する必要があると考えています。しかし、昨今の社会経済情勢を見ると、新型コロナウイルス感染症や原油高、物価高騰等による市民生活への負担が相当に増えており、手数料を改定する時期については柳泉園組合における処分費見直しの時期も踏まえて検討が必要と考えます。